

三田市耐震改修促進計画の改定と住宅の耐震化支援制度について

三田市は旧耐震住宅の耐震化を促進しています

旧耐震住宅とは、建築基準法の旧基準（昭和 56 年 5 月 31 日以前）で建築された住宅で、先の阪神淡路大震災でも大きな被害を受けました。市では今後発生が予測される巨大地震に対して、三田市耐震改修促進計画を策定し、特に旧耐震住宅の耐震化に努めています。

問い合わせ＝市審査指導課 (559-5119 FAX 559-7400)

三田市耐震改修促進計画の改定概要

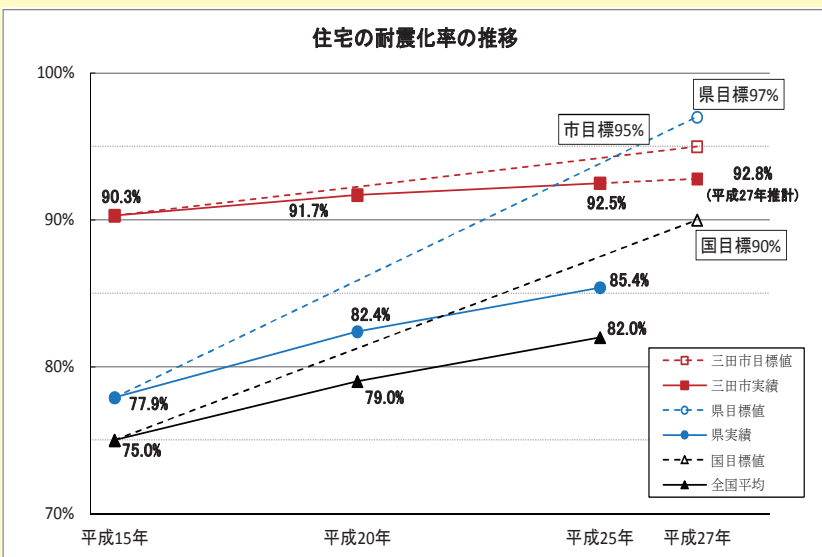
①改定趣旨

市は平成 20 年 3 月に「三田市耐震改修促進計画」を策定し、平成 27 年度までの計画期間で特に住宅の耐震化に努めてきました。

市の住宅の耐震化率は平成 27 年度時点で約 93%にとどまり、目標値である 95%には達していません。

引き続き住宅を中心とした計画的な耐震化の促進が必要であるため、平成 37 年度までの計画期間で三田市耐震改修促進計画を改定しました。

②耐震化の現状



※グラフの実績値は、5年に1度実施される住宅土地統計調査に基づく統計値であり、平成 27 年三田市実績は推計値である。

③新たな目標設定 三田市住宅の耐震化率目標値 97%（平成 37 年度）

④目標達成のために

市は簡易耐震診断受診件数のアップを目指しています！

簡易耐震診断件数の増加

耐震化への関心

住宅の耐震化へ発展

□意識啓発活動

- ◆市防災部局と連携した出前講座
- ◆行政と建築関係団体が連携した説明会および相談会
- ◆バリアフリーリフォーム補助と簡易耐震診断推進事業の連携
- ◆登録耐震診断技術者の簡易耐震診断後のフォローアップ

□耐震改修工事業者登録制度の創設

市民（所有者など）の皆さんが安心して耐震改修工事業者を選択できる仕組み
→業者の工事実績などを公開（平成 29 年度実施に向け準備中）

□補助金交付申請手続きなどの簡素化

平成 29 年度から耐震化補助事業の完全市町事業化に伴い、窓口を市に一本化すると共に補助金交付手続きの簡素化

上記の計画概要は特に住宅についての抜粋です。三田市耐震改修促進計画全文は市ホームページに掲載しています。

住宅の耐震化支援制度

補助対象住宅：昭和 56 年 5 月 31 日までに着工された住宅
（全ての補助事業において共通）

簡易耐震診断推進事業（市事業）

無料でご自宅の耐震診断ができます

わが家の地震対策、まずは簡易耐震診断から！！

【簡易耐震診断】

簡略化された診断方法で、原則目視で行います。

【事業内容】

市内にある住宅の所有者が希望する場合、登録された「耐震診断技術者」を市が派遣し、調査・診断を行い、住宅所有者に診断結果報告書をお渡しします。

ひょうご住まいの耐震化促進事業（県事業）

A 住宅耐震改修計画策定費補助

【内容】住宅の耐震診断及び耐震改修計画策定に要する費用の一部を県が補助します。

【補助額】戸建住宅の場合、最大 20 万円

B 住宅耐震改修工事費補助

【内容】耐震診断の結果、評点 1.0 未満の住宅を評点 1.0 以上にする耐震改修工事費の一部を県が補助します。

【補助額】最大 100 万円

C 簡易耐震改修工事費補助

【内容】耐震診断の結果、評点 0.7 未満の住宅を評点 0.7 以上にする耐震改修工事費の一部を県が補助します。

【補助額】定額 50 万円

市わが家の耐震改修促進事業（市事業）

1 耐震改修工事費上乗せ補助

【内容】上記県補助 B、C の補助に該当する耐震改修工事に対して、県補助金に加えて市が工事費の一部を補助します。

【補助額】最大 30 万円

2 シェルター型工事費補助

【内容】簡易耐震診断または耐震診断の結果、地震に対する安全性が低い住宅について、「ひょうご住まいの耐震化促進事業」において認められた工法により耐震改修工事を行う場合、市が工事費の一部を補助します。

【補助額】最大 80 万円

※シェルター型工事とは、寝室、居間などの建物の一部を補強することにより、建物が倒壊した場合でも、シェルター部分は倒壊せず、少なくとも人命を守ることを目的とした改修工事です。

3 屋根軽量化工事費補助

【内容】簡易耐震診断などの結果、評点が 0.7 以上 1.0 未満の住宅で、瓦の下に土の入った非常に重い屋根の軽量化を図る耐震改修工事を行う場合、市が工事費の一部を補助します。

【補助額】最大 80 万円

4 建替工事費補助

【内容】簡易耐震診断などの結果、地震に対する安全性が低い住宅を除却し、同一敷地において住宅の建替工事を行う場合、市が工事費の一部を補助します。

【補助額】定額 100 万円

5 防災ベッド等設置補助

【内容】簡易耐震診断などの結果、地震に対する安全性が低い住宅内に「ひょうご住まいの耐震化促進事業」において認められた防災ベッドなどを設置する場合、市がその費用の一部を補助します。

【補助額】定額 10 万円

※防災ベッドなど設置の目的はシェルター型工事と同様です。

上記補助事業は、その概要を案内しています。補助対象住宅および補助要件の詳細については、市審査指導 (559-5119) までお問い合わせいただくか市ホームページをご覧ください。